

1. 「ゆめタウンみとよ」について

(1) 地元説明会について

① 開催日 9月7日(金)午後7時

② 開催場所 第3庁舎二階大ホール

③ 主催者 株式会社イズミ

④ 質問事項の概要

Q パワーポイントの説明でなく、ペーパー資料を準備してほしい。

A 今後は準備します。

Q その他市道六の坪4号線が狭いため、フェンスを施工する際に車輛が対向できるようにしてほしい。

A 個別に検討させていただきます。

Q 高松側から来た車が国道から右折で店舗に進入するのは、どのような形になるのか。

A 拡幅される市道との交差点に右折車線を設け、市道に入るようになります。国道から直接店舗に入ることはできません。

Q 六の坪交差点の右折車線が短いと思われるが問題ないか。

A 関係機関と協議を行い、問題が無いように進めます。

Q 合併浄化槽から排水される水量はどの程度か。

A 処理能力は555 m³/日である。市道と県道の交差する場所の水路で計算すると約3cm増しとなります。

Q その辺は大雨が降ると床下浸水の恐れがあるが、水路改修などの計画はあるのか。

A 計画地から出る水の量は流域面積を変えず、透水舗装を採用することにより減少させます。

Q 県道から国道に出る交差点はすごく混むが、どうするのか。

A 平日と休日の交通量を調査し、交差点毎の試算により混まないように計画を進めております。

Q 現状のまま交通量が増えるのではないか。

A 市道の整備や右折レーンを設けるなどの対策を予定しております。

Q 通学路として影響が出るのではないか。

A 拡幅される市道に歩道を整備し、通学路を確保するようにしています。

Q ゆめタウン側から上高野小学校へ行く際の国道の横断は点滅信号があるのみだが、何か配慮がされているのか。

A 市道に歩道を整備し、歩行者と自転車を車道から分離して通行するように考えております。また、交差点には時差式信号機を設置するよう計画しています。

Q 透水舗装は一時的なもので、大雨が降ると透水しなくなるのではないか。

A 透水舗装の断面構成は、表層 5cm、路盤 15cm であり、面積を考慮すると約 700 トンの保水能力があります。

Q 舗装に水が浸透した後、なおも雨が降り続いたらどうなるのか。

A 地元水利組合と協議し、一部の水は水門操作により豊中運送横の水路へ放流できるよう検討しています。

Q 生徒指導についてどのように考えているのか。

A 協議会等を設置し、対策を検討したいと考えております。

Q その他市道六の坪 4 号線を通って国道に出ているが、交通量が増えると国道に出づらくなることが懸念されるため、県道側に出られるようにしてほしい。

A 個別に検討させていただきます。

Q ピーク時に 1 日約 7,300 台の車が来るということであるが、現在の交通量がどの程度で、それが何倍になるのか。信号待ちが何回増えるのか。技術的ではなく感覚的に教えてほしい。

A 現在は国道側で 1 時間に 8~900 台程度、県道側で 1~200 台程度の交通量があります。国道の一定区間で通過時間が 5 分程度要していたものが、開店後は 1~2 分程度増加することが予測されています。

Q 治安についてどう考えているのか。

A 施錠を行い、夜は駐車場に入れないようにし、夜間は警備員を配置させるなど配慮いたします。

Q 六の坪自治会との間にあるブロック塀をフェンスにするようだが、宅地の中が見えないようにしてほしい。

A ご意見に沿えるよう検討します。

- Q 照明や騒音についてはどう考えているのか。
A 現在、騒音の予測値に関する資料を作成しております。数値が出次第報告します。
- Q 照明についてはどうなるのか。
A 店舗に照明が当たるようにし、周辺の建物や田んぼに漏れないようにいたします。23時以降は一定程度消灯することも検討いたします。最後の従業員が退社するまでは最低限の点灯をさせてほしい。駐車場での暴走行為が発生しないよう警察とも連携を図ります。
- Q 排水路への放流について悪臭等は問題ないか。
A 合併浄化槽を通して放流するため問題ないと考えています。
- Q 工事中の通学に対する配慮は
A 北側の通学路は市道の拡幅工事が開始されるまでそのまま置きます。工事用大型車輛の進入は国道からのみとし、進入時間は8時30分以降とします。国道に工事用車輛を待機させることはしません。
- Q 騒音についてはどうなるか。大切な行事の際には軽減できるのか。
A コンクリート造ではなく鉄骨構造であり、工事中の騒音は少なくなると思います。また、建設機械は低騒音、低振動型のものを使用し、騒音測定も適宜行います。大切な行事の際には協議させていただきます。
- Q 下原から上高野小学校に向かう場合に、歩道橋をつけてほしい。
A 様々な方法の中で協議させていただきたい。
- Q 本山小学校、豊中中学校以外のPTA関係者に説明会の案内状が送られていない。今後は善処してほしい。
A 市として指導をいたします。
- Q 天災が人災にならないように行政が指導してほしい。
A 今後、指導をいたします。
- Q 大店法では地元自治会の同意が必要ではないのか。
A 必要であるとは規定されていない。香川県が受理した後に説明会を行うよう法律で決められています。
- Q 実態をもっと調査して計画してほしい。特に排水がうまくできるかどうか配慮してほしい。
A 今後、立地法とは別に地元説明会を行います。

(2) 今後の説明会の予定

- ① 隣接者への説明
10月中旬に実施したい。
- ② 学校関係者への説明
10月中旬に実施したい。

2. 香川用水調整池造成地の活用方策について

(1) 夢のあるプランについて

既に平成20年度国家予算の策定期間を迎え、大きな夢を描くよりも実施可能なプランを見極める時期に来ている。

跡地利用プランについては、一定の方向性が出ればそれに対する賛否も出てくる状況であることから、特別委員会での議論を踏まえて、実施プランを説明する努力も必要となる。

(2) 水機構から地元対策協議会への回答

別紙のとおり。

(3) 市としての対処方針

- ① 地元対策は山本支所が行う。(関係課等調整)
- ② 北、南造成地の跡地利用は企画課が窓口となって調整する。

(4) 北、南造成地の跡地利用協議状況

- ① 市が管理を引き受ける前提
 - ・市としての予算は大きなものは考えていない。
- ② 北造成地は植樹ゾーン
 - ・花、実などの楽しめる自然公園的施設でどうか。
- ③ 南造成地は芝生ゾーン
 - ・大面積の芝生ゾーンでどうか。
- ④ 水機構への依頼事項
 - ・造成工事の実施
 - ・道路、水路工事の実施
 - ・芝張りの実施
 - ・植樹の実施
 - ・水源の確保
 - ・配水管の敷設とスプリンクラーの設置
 - ・芝刈り機等の管理機械の整備
 - ・格納庫の整備
 - ・維持管理経費の交付(毎年度)
- ⑤ 市が行うこと
 - ・維持管理の仕組みづくり